令和４年４月15日 決定

　　大磯町議会災害対応基本方針

　災害時においても、二元代表制の一翼を担う議会の役割と責任は変わらない。

　しかしながら、災害時においては、議員や町職員、役場庁舎も被災することが想定されることから、状況に応じた的確な対応を図る必要がある。

　このようなことから、大磯町議会では、町民の安全確保と災害対策に寄与するため、災害対応の基本方針を定める。

　なお、議員として「共助」「公助」を円滑に行うためには、「自助」の確保が必須であることから、日頃より、自身と家族の命を災害から守る環境整備について、対策及び点検に努めるものとする。

1. 議会は、町が災害対策に専念し、災害対応業務が迅速、円滑に実施できるよう努める。
2. 議会は、地域と連携し、町民の被災状況、要望事項等の調査、取りまとめを行い、町に適時適切に提供を行う。
3. 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する所掌事項の統括にあたる。
4. 議長は、議員へ適切な情報提供を行う。
5. 議員は、地域の一員として、被災した町民の支援及び協力を行い、地域における共助の取り組みが円滑にできるよう努める。